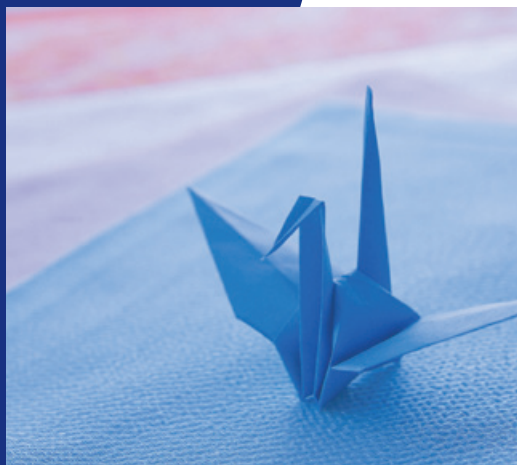


使用開始日
2019年12月25日



DLIBJ公社債オープン (中期コース)

追加型投信／国内／債券

商品分類			属性区分		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
追加型	国内	債券	債券 一般	年2回	日本

◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

この目論見書により行う「DLIBJ公社債オープン(中期コース)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2019年12月24日に関東財務局長に提出しており、2019年12月25日にその効力が生じております。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧できます。
本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。
なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

アセットマネジメントOne 株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号
設立年月日:1985年7月1日
資本金:20億円(2019年9月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額:16兆2,659億円
(2019年9月末現在)

委託会社への照会先

【コールセンター】

0120-104-694

(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】

<http://www.am-one.co.jp/>

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

みずほ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

主として国内の公社債への投資を行うことにより、信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

ファンドの特色

主として国内の公社債に投資し、中長期的な観点でリスクの軽減に努めながら信託財産の成長をはかることをめざすファンドです。

1 組入時にBBB-格以上^(*)の国内の公社債を中心に投資します。

- 主に国債、国内企業の発行する普通社債、転換社債等を組み入れます。

(*) 格付投資情報センター(R&I)または日本格付研究所(JCR)による格付を基準とします。

※格付がBBBの債券組入上限は、原則としてポートフォリオの50%程度とします。

2 利子収入と値上がり益の獲得をめざします。

- 金利リスクおよび信用リスクを超過収益の源泉とし、両リスクの取り方を景気サイクルや市場動向に応じて変化させます。
- 一般に社債は発行企業の信用リスクに応じて国債よりも利回りが高くなります。当ファンドは、信用リスクを定性・定量の両面から綿密に分析することで銘柄を厳選し、利回りが相対的に高く信用力のある社債も組み入れることで収益の獲得をめざします。
- 「NOMURA-BPI総合」を運用にあたってのベンチマークとし、これを上回る成果の実現をめざします。
- 債券先物等を活用し、金利変動による債券価格の変動の影響を調整することで収益の獲得をめざします。
- ファンドのデュレーション^(*)は原則1年からベンチマークのデュレーション+3年程度の範囲で調整します。

※ただし、基準価額の防衛等リスク管理の観点から、デュレーションがマイナスとなるような調整を行う場合があります。なお、デュレーションの水準によっては、信託財産の純資産総額に対する実質組入比率がマイナスになる場合があります。

(*)デュレーションとは、「金利変動に対する債券価格の変動性」を意味するもので、デュレーションが長いほど金利変動に対する価格感応度が高くなります。このため、債券投資におけるリスク尺度として使用されます。なお、当ファンドの名称にある“中期”とは、ファンドのデュレーションが“短期”(0-3年)よりも長くなる可能性が高いことを意味しています。

指数の著作権等

NOMURA-BPI総合の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。



ファンドの目的・特色

3

半年毎の決算時に運用実績等に応じて収益を分配します。

- 毎年3月21日、9月21日(休業日の場合は翌営業日。)に、経費控除後の利子等収益および売買益(評価益を含みます。)等から、基準価額水準等を勘案して分配する方針です。
- 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

■主な投資制限

- ①株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ②同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥私募により発行された有価証券(短期社債等を除く)への投資は、信託財産の純資産総額の15%以下とします。
- ⑦外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。



投資リスク

基準価額の変動要因

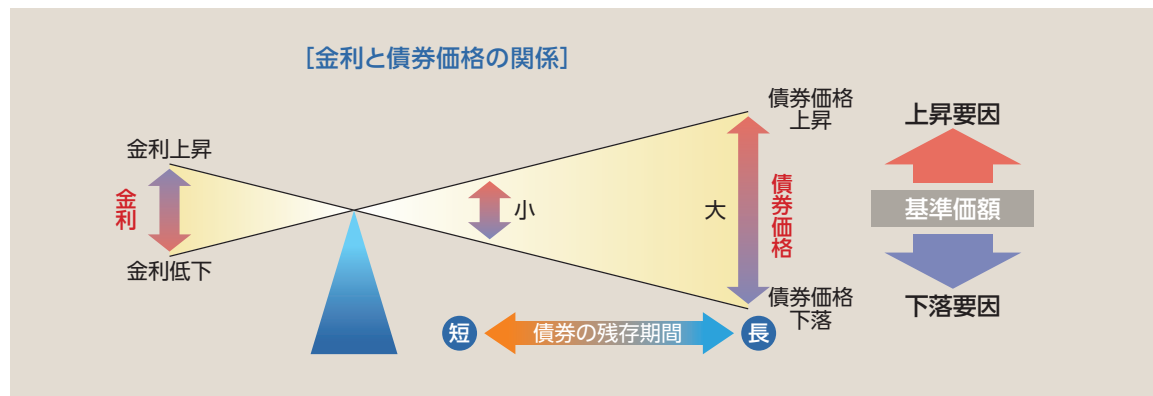
当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

金利 リスク

金利の上昇(公社債の価格の下落)は、基準価額の下落要因となります。

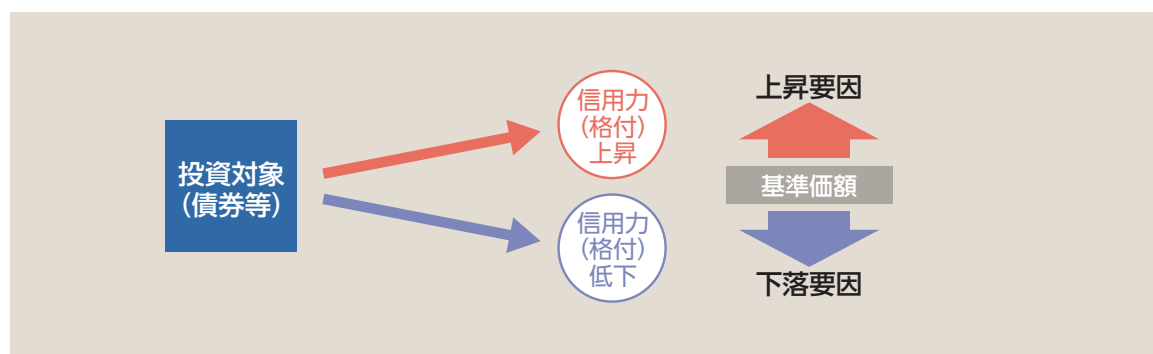
当ファンドの主要投資対象である公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、当ファンドの基準価額の下落要因となります。



信用 リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドが投資する債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、債券の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。



※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。



投資リスク

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。
 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
 分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
- 当ファンドはベンチマークを採用しておりますが、ベンチマークは市場の構造変化等の影響により今後見直す場合があります。また、当ファンドの運用成果は、ベンチマークを上回ることも下回ることもあり、ベンチマークに対して一定の運用成果をあげることを保証するものではありません。

リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

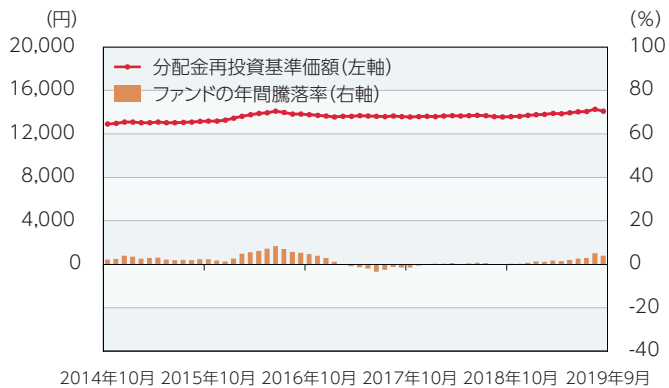
※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。



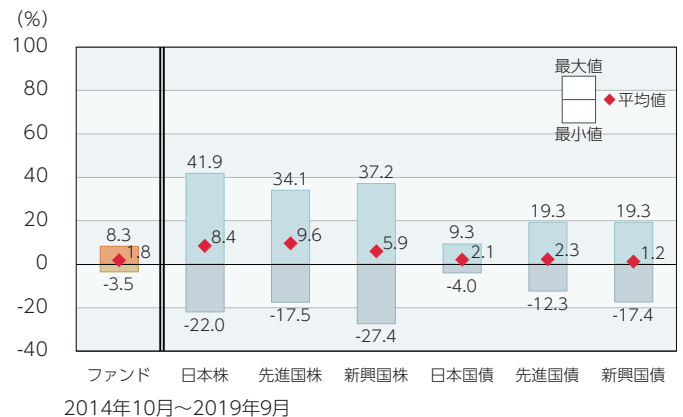
投資リスク

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数 (TOPIX)」は、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所 (株)東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス (除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド (円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

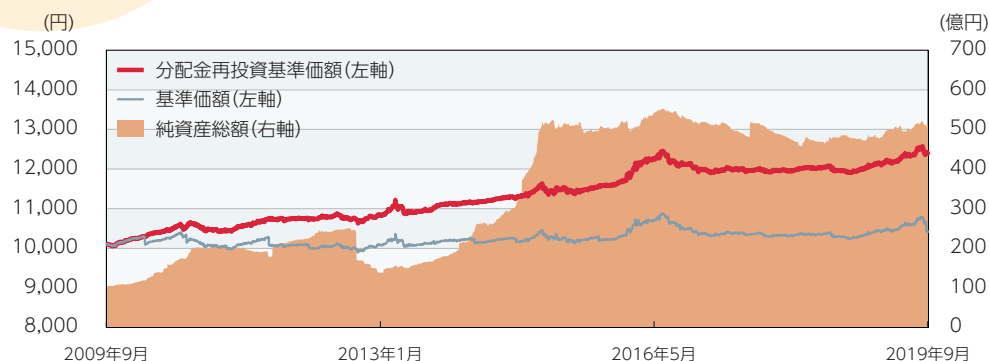
(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。



運用実績

データの基準日:2019年9月30日

基準価額・純資産の推移 《2009年9月30日～2019年9月30日》



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:1999年12月14日)

※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。

分配の推移(税引前)

2017年 9月	30円
2018年 3月	30円
2018年 9月	5円
2019年 3月	20円
2019年 9月	230円
設定来累計	3,092円

※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

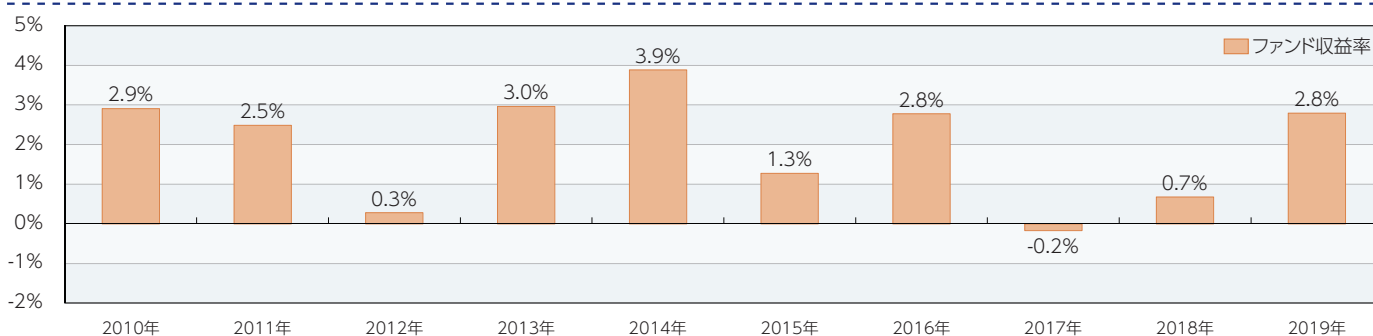
資産の状況

資産の種類	比率(%)
国債証券	52.21
内 日本	52.21
社債券	46.42
内 日本	46.42
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	1.37
合計(純資産総額)	100.00

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
1	355回 利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	0.1	2029/6/20	6.59
2	345回 利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	0.1	2026/12/20	4.89
3	142回 利付国庫債券(20年)	国債証券	日本	1.8	2032/12/20	3.48
4	150回 利付国庫債券(20年)	国債証券	日本	1.4	2034/9/20	3.09
5	354回 利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	0.1	2029/3/20	2.76
6	41回 利付国庫債券(30年)	国債証券	日本	1.7	2043/12/20	2.65
7	156回 利付国庫債券(20年)	国債証券	日本	0.4	2036/3/20	2.29
8	304回 北陸電力社債	社債券	日本	0.989	2023/10/25	1.82
9	353回 利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	0.1	2028/12/20	1.65
10	60回 利付国庫債券(30年)	国債証券	日本	0.9	2048/9/20	1.62

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2019年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購 入 価 額	購入申込受付日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位
換 金 価 額	換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換 金 代 金	原則として換金申込受付日から起算して4営業日目からお支払いします。
申 込 締 切 時 間	原則として営業日の午後3時までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。
購 入 の 申 込 期 間	2019年12月25日から2020年6月23日まで ※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 お よ び 取 消 し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信 託 期 間	無期限(1999年12月14日設定)
繰 上 償 還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 • 受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合。 • 受益者のために有利であると認めるとき。 • やむを得ない事情が発生したとき。
決 算 日	毎年3月および9月の各21日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年2回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
信 託 金 の 限 度 額	5,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(http://www.am-one.co.jp/)に掲載します。
運 用 報 告 書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。
そ の 他	確定拠出年金制度による購入のお申込みの場合は、取扱いが一部異なる場合があります。



手続・手数料等

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用																											
購 入 時 手 数 料	ありません。																										
信 託 財 産 留 保 額	換金申込受付日の基準価額に 0.05% の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。																										
投資者が信託財産で間接的に負担する費用																											
運 用 管 理 費 用 (信 託 報 酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して 年率0.495%～年率0.715% (税抜0.45%～税抜0.65%) 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 各計算期間における運用管理費用(信託報酬)は、前計算期間終了日の「NOMURA－BPI総合」(ベンチマーク)の単利利回り水準に応じた次に掲げる率とします。 ※なお、各計算期間における当初の2営業日までは、前計算期間において適用された率を用いるものとします。 何らかの理由によりベンチマークにかかる単利利回りの取得ができない場合、信託報酬の当該計算日については適用される率を年率0.495%(税抜0.45%)とします。ベンチマークが改廃または継続的な取得等が不可能となった場合、ベンチマークを変更することができます。 ※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。																										
	<table><tr><th>ベンチマーク単利利回り</th><th colspan="3">運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)(年率)</th></tr><tr><td>信託報酬 税込(税抜)</td><td>委託会社</td><td>販売会社</td><td>受託会社</td></tr><tr><td>2%未満 年率0.495%(0.45%)</td><td>0.18%</td><td>0.23%</td><td>0.04%</td></tr><tr><td>2%以上4%未満 年率0.605%(0.55%)</td><td>0.23%</td><td>0.27%</td><td>0.05%</td></tr><tr><td>4%以上 年率0.715%(0.65%)</td><td>0.33%</td><td>0.27%</td><td>0.05%</td></tr><tr><td>主な役務</td><td>信託財産の運用、目 論見書等各種書類 の作成、基準価額の 算出等の対価</td><td>購入後の情報提供、 交付運用報告書等 各種書類の送付、口 座内でのファンドの 管理等の対価</td><td>運用財産の保管・管 理、委託会社からの 運用指図の実行等 の対価</td></tr></table>			ベンチマーク単利利回り	運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)(年率)			信託報酬 税込(税抜)	委託会社	販売会社	受託会社	2%未満 年率0.495% (0.45%)	0.18%	0.23%	0.04%	2%以上4%未満 年率0.605% (0.55%)	0.23%	0.27%	0.05%	4%以上 年率0.715% (0.65%)	0.33%	0.27%	0.05%	主な役務	信託財産の運用、目 論見書等各種書類 の作成、基準価額の 算出等の対価	購入後の情報提供、 交付運用報告書等 各種書類の送付、口 座内でのファンドの 管理等の対価	運用財産の保管・管 理、委託会社からの 運用指図の実行等 の対価
	ベンチマーク単利利回り	運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)(年率)																									
	信託報酬 税込(税抜)	委託会社	販売会社	受託会社																							
	2%未満 年率0.495% (0.45%)	0.18%	0.23%	0.04%																							
	2%以上4%未満 年率0.605% (0.55%)	0.23%	0.27%	0.05%																							
	4%以上 年率0.715% (0.65%)	0.33%	0.27%	0.05%																							
主な役務	信託財産の運用、目 論見書等各種書類 の作成、基準価額の 算出等の対価	購入後の情報提供、 交付運用報告書等 各種書類の送付、口 座内でのファンドの 管理等の対価	運用財産の保管・管 理、委託会社からの 運用指図の実行等 の対価																								
そ の 他 の 費 用 ・ 手 数 料	その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等は都度ファンドから支払われます。 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。																										

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。



手続・手数料等

■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分 配 時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換 金（ 解 約 ） 時 お よ び 償 還 時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2019年9月末現在のものです。

※少額投資非課税制度[愛称:NISA(ニーサ)]および未成年者少額投資非課税制度[愛称:ジュニアNISA(ジュニアニーサ)]をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

MEMO

